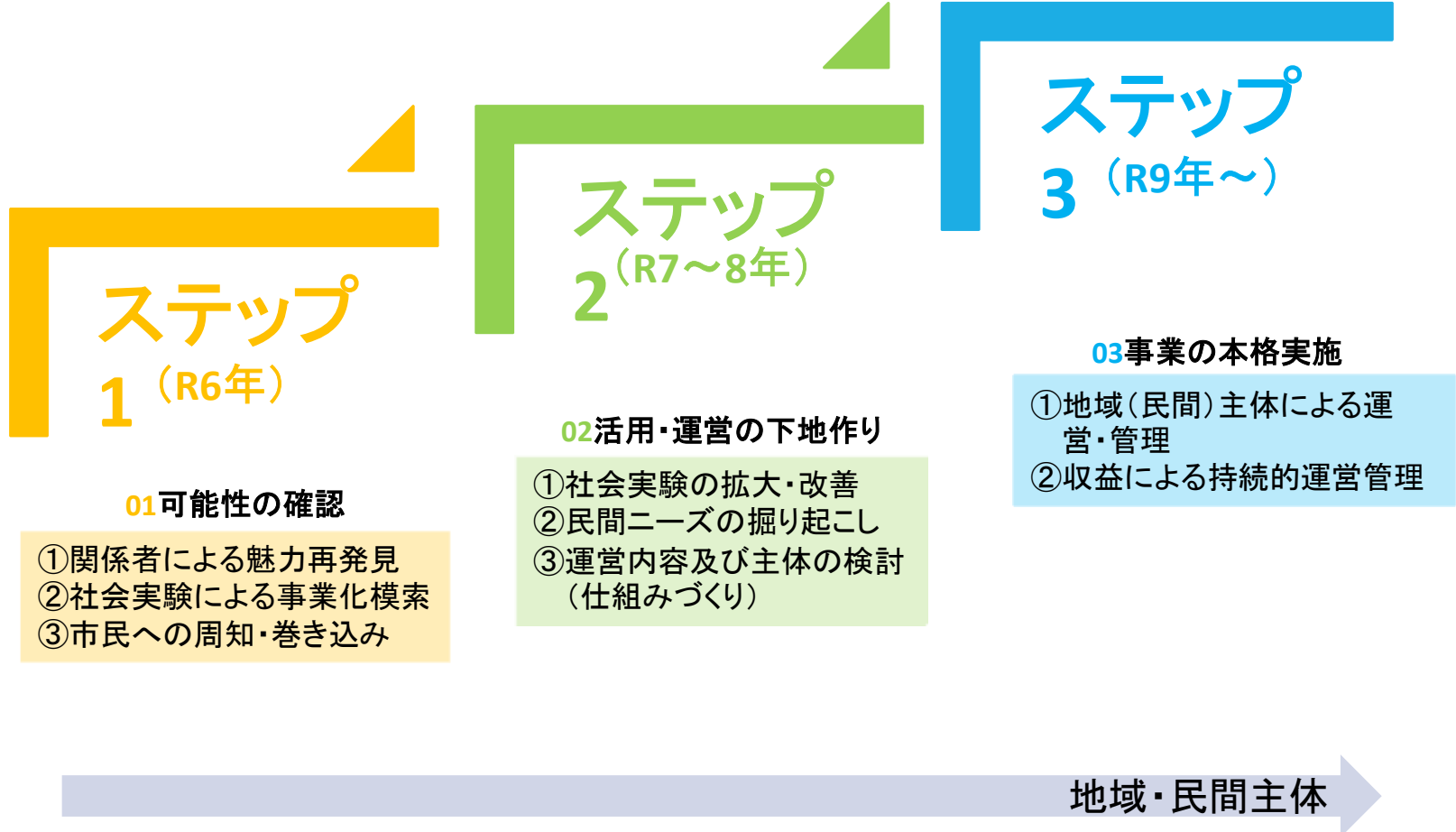


進める会の在り方について

-
1. 今後の境川かわまちづくりのステップ
 2. 進める会の経緯
 3. 進める会の役割
 4. 進める会の再定義
 5. 進める会の運営

1.今後の境川かわまちづくりのステップ

(第7回進める会資料より)

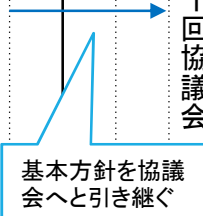


2.進める会の経緯

1)進める会の経緯と目的

■開催状況

	令和3年度			令和4年度												令和5年度												令和6年度							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
かわまちづくり懇談会・協議会	● 第1回懇談会	● 第2回懇談会	● 第3回懇談会				● 第4回懇談会		● 第5回懇談会		● 第6回懇談会		● 第7回懇談会		● 第1回協議会		● 第2回協議会							● 第3回協議会											
境川かわまちを進める会													● 第1回進める会	● 第2回進める会			● 第3回進める会	● 第4回進める会					● 第5回進める会	● 第6回進める会					● 第7回進める会				● 第8回進める会		



かわまち登録

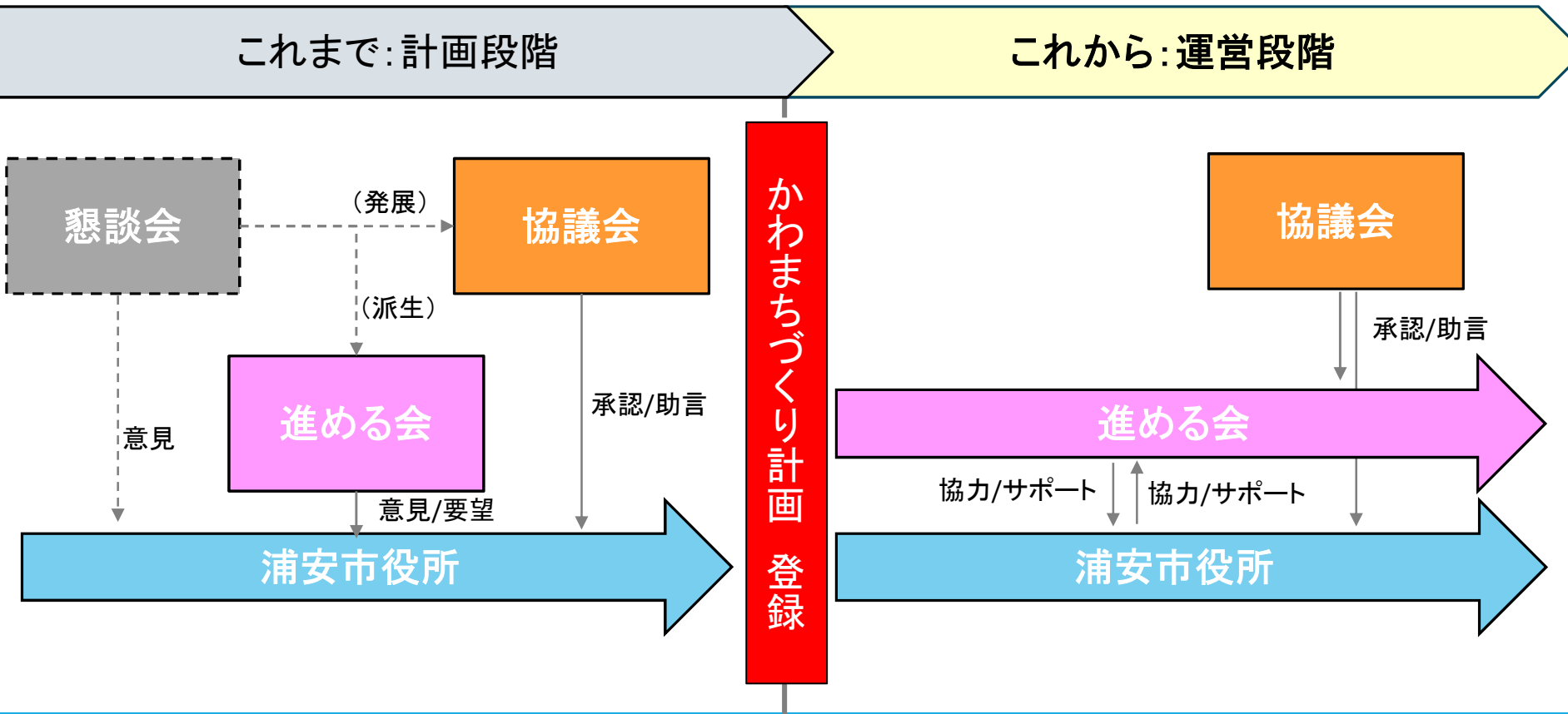
【当初の進める会の目的】

「水・自然環境」・「歴史・文化」・「水辺・水面の利用」ごとの活動内容について議論や実施することで、市民参加などの活動を更に大きく展開していくこと。

3.進める会の役割

1)役割の変化

- これまでは、市が主体で意見収集・集約を担い、計画作成を行ってきた。
- かわまちづくり計画が登録された今後は、「進める会」が市と連携しながら、かわまちづくりの活動を推進する実践組織として中核を担う必要がある。

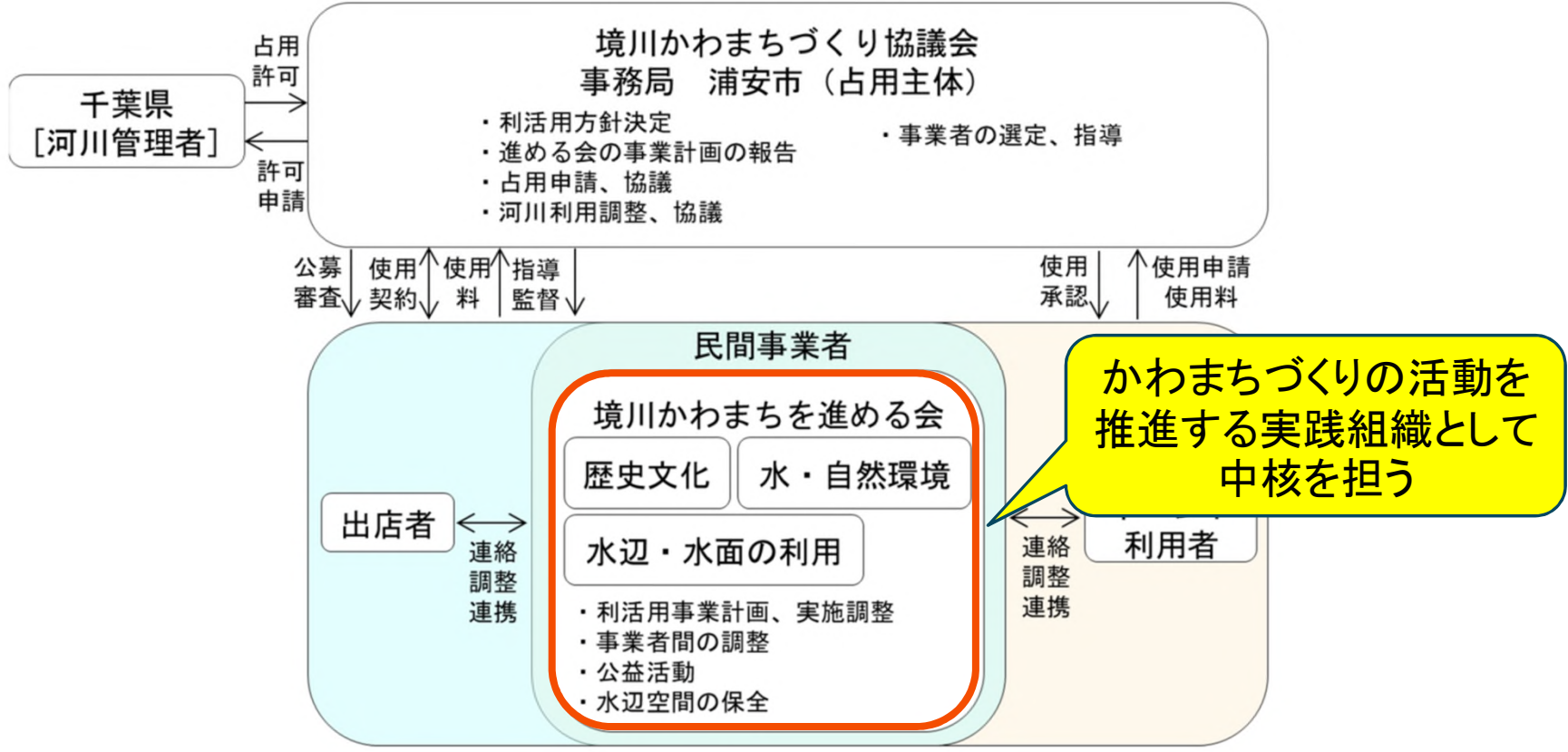


進める会の在り方とは・・・？



3.進める会の役割

2) 計画上の位置づけと前提となる考え方



河川空間を優先的に活用



地域貢献※

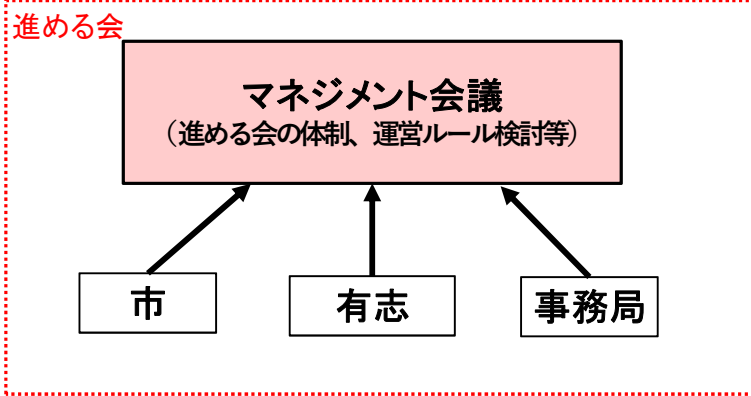
※社会実験やオープン化の前提として必要

3.進める会の役割

3) マネジメント会議の設立

- 令和6年7月に進める会メンバーの公募による有志と事務局により、体制や運営ルール検討等のかわまちづくり推進のための戦略検討を担う立場となるマネジメント会議を設立。
- これまでの8回にわたる会議の中で、進める会の在り方について検討を進めた。

■ マネジメント会議の位置づけ

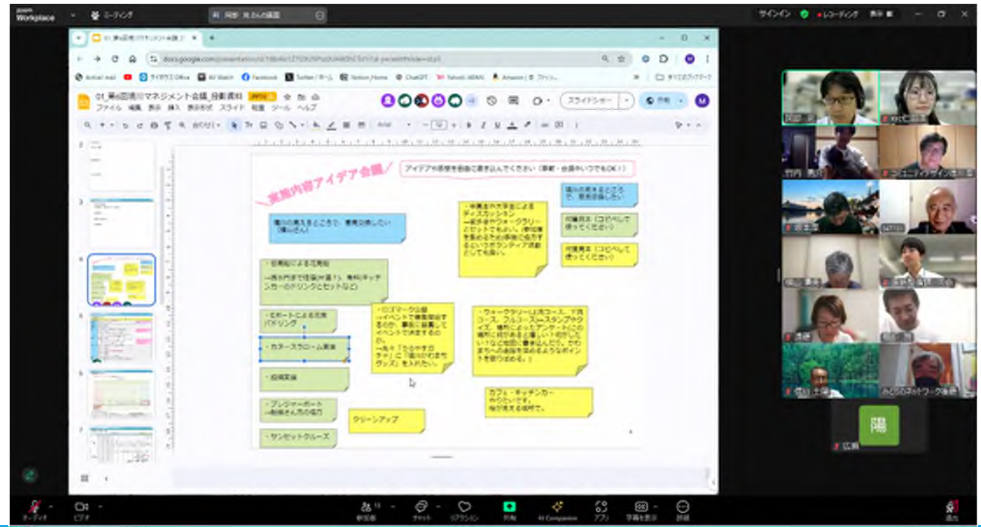


■ マネジメント会議メンバー

氏名	所 属
浅川 潔	境川であそぼう実行委員会/ うらやす景観まちづくりフォーラム
後藤 隆	みどりのネットワーク
横山 清美	浦安水辺の会
相部 識	NEXT30
遠藤 母都子	浦安市カヌー協会/ 境川にこいのぼりを泳がせる会

事務局：浦安市都市整備部道路整備課、公益財団法人リバーフロント研究所

■ 実施状況



■ マネジメント会議での検討内容

- 推進戦略(広報/市民の巻き込み方etc.)
- 利活用調整(仕組み/占用等手続きetc.)
- 運営内容(作業内容/ボリューム/コスト/会計管理etc.)
- ルール(利活用/収益活用用途/新規事業者etc.)
- 将来の運営体制
- 社会実験の実施・検証 等

参考：マネジメント会議の開催状況

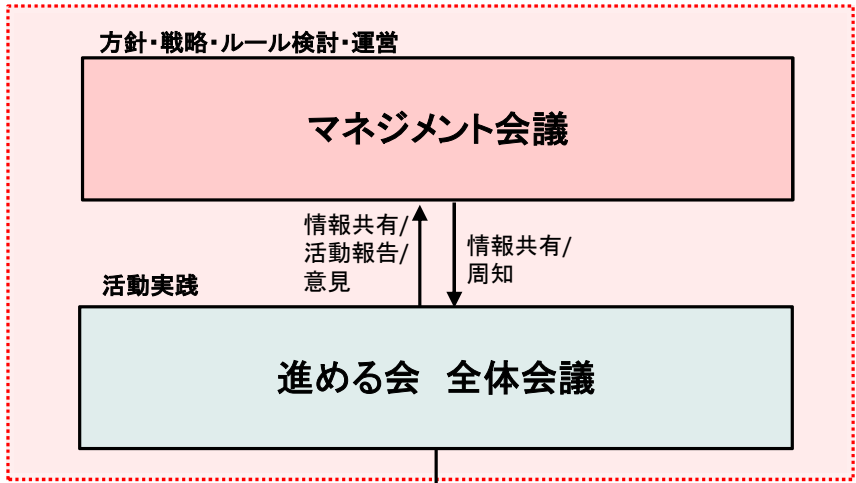
回	日時	内容	決定事項
1	令和6年7月13日(土) 17:00~18:30	1. 進める会の在り方について 2. かわまちづくり登録イベントの企画検討等	<ul style="list-style-type: none"> マネジメント会議のメンバーの募集を行う。 境川かわまちづくりの広報方法、お金の管理についても検討していく。
2	令和6年7月27日(土) 18:00~19:30	1. 進める会の在り方(会議名称、体制や役割) 2. かわまちづくり登録イベントの企画検討等)	<ul style="list-style-type: none"> コア会議の名称について変更する。 かわまちづくりの登録記念イベントについて企画・検討していく。
3	令和6年8月5日(月) 19:00~20:45	1. 体制図(案)について 2. 運営資金の流れ(案)について 3. 情報共有・情報発信方法について 4. 今後のかわまちづくり周知方法について	<ul style="list-style-type: none"> 会議名称については「マネジメント会議」とする。 今後境川で実施されるイベントについては、基本的には「<u>境川かわまちづくり関連事業</u>」「<u>協力：境川かわまちを進める会</u>」のような情報を付与する方針とする。
4	令和6年8月23日(金) 19:00~20:45	1. 体制図(案)について 2. 運営資金の流れ(案)について 3. 情報共有・情報発信方法について 4. 今後のかわまちづくり周知方法について	<ul style="list-style-type: none"> 計画登録やマネジメント会議での議論の状況報告のため、<u>協議会及び進める会全体会議を開催</u>する。 マネジメント会議の議事録はリバフロが作成しメンバー全員に共有する。 議論内容やトピックについては、リバフロよりニュースレターを作成し、<u>境川かわまちを進める会のFacebookグループを通じて発信</u>を行う。
5	令和6年9月6日(金) 19:00~20:30	1. 進める会の在り方について(定義、運営の仕組み等) 2. かわまちづくりの周知方法について 3. (若者の参加、イベント連携等)	<ul style="list-style-type: none"> <u>資金運用については、今後協議会・進める会(全体会議)にて合意を得た後に本格運用とする。</u>それまでは各イベントで<u>収支データ等の資金運用の検討</u>に必要な情報を収集する。
6	令和6年9月19日(木) 19:00~20:30	1. 登録記念イベントについて 2. 進める会の在り方について(定義、運営の仕組み等)	<ul style="list-style-type: none"> <u>かわまち登録記念イベントの開催日時が決定。</u> 境川を利用するにあたっての<u>ルール作り、進める会への会員登録</u>について検討していく。
7	令和6年10月4日(金) 19:00~20:30	1. 登録記念イベントについて 2. 進める会の在り方について(定義、運営の仕組み等)	<ul style="list-style-type: none"> かわまち登録記念イベントの日時・実施内容が決定。
8	令和6年10月18日(金) 19:00~20:30	1. 登録記念イベントについて 2. 進める会の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> 登録記念イベントでは伝馬船を実施する。実施内容について、各担当者で引き続き検討を行う。 進める会の体制、入会条件については引き続き検討を行う。

4.進める会の再定義

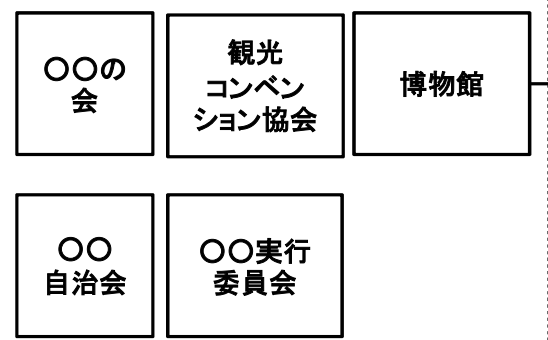
1)進める会の定義について

【現在の進める会(R6.7~)】

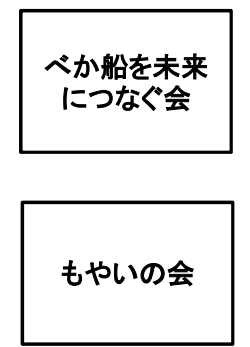
現・進める会



進める会 関係団体



協力団体



- 関係団体にルーツを持つ個人がメンバー。
- 過去の経緯からだんだんと今の状態になっており、進める会自体の定義があいまい。



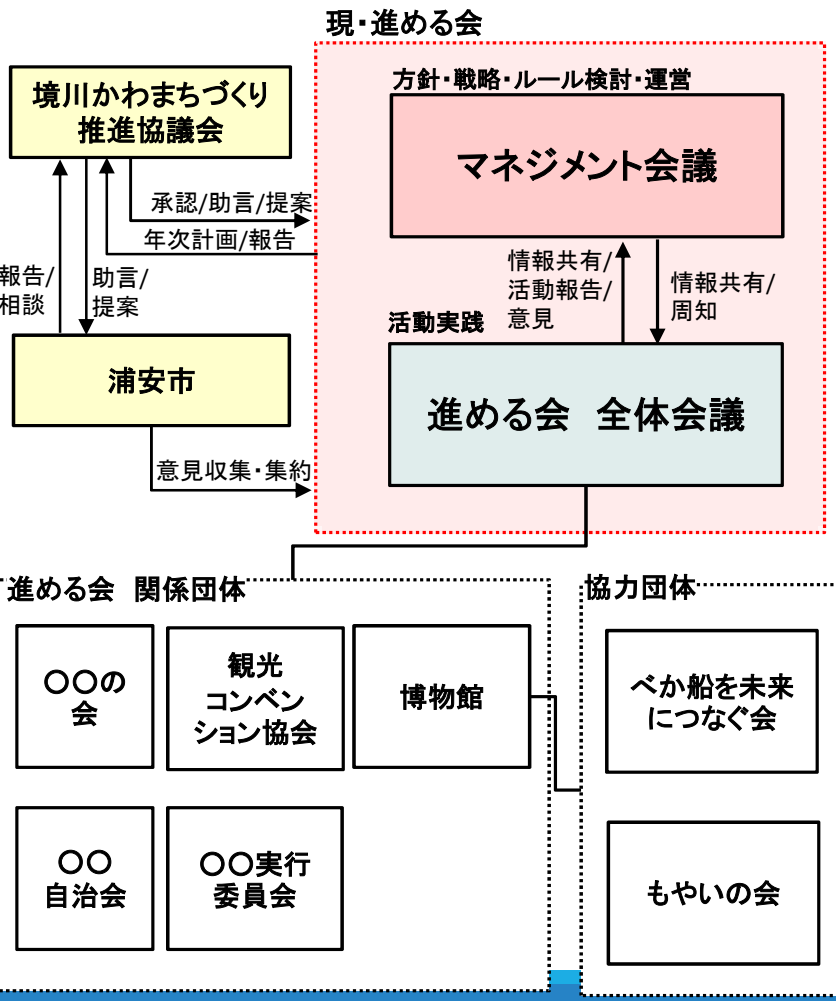
- 活動団体及び個人をメンバーとして位置づけ、かわまちづくり活動推進の中核を担う組織として明確にすることが必要。

4.進める会の再定義

2)進める会の定義について

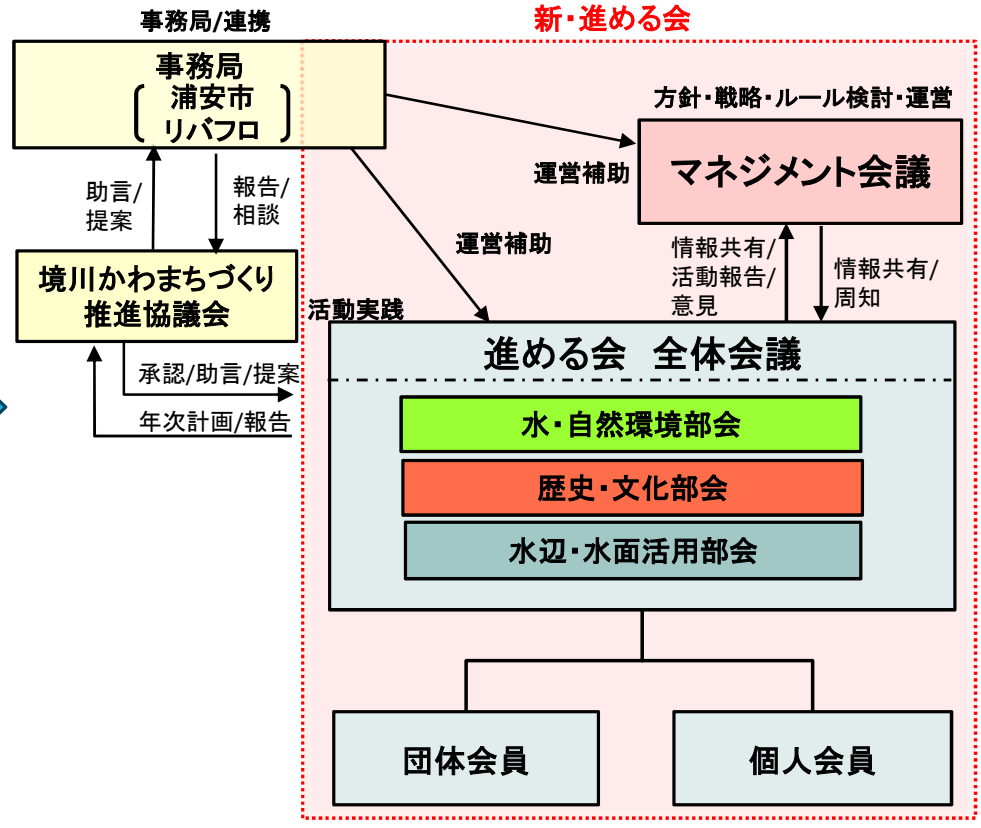
【現在の進める会(R6.7～)】

- ・関係団体にルーツを持つ個人がメンバーとなっている。
- ・各団体の所属メンバーは進める会には属していない。



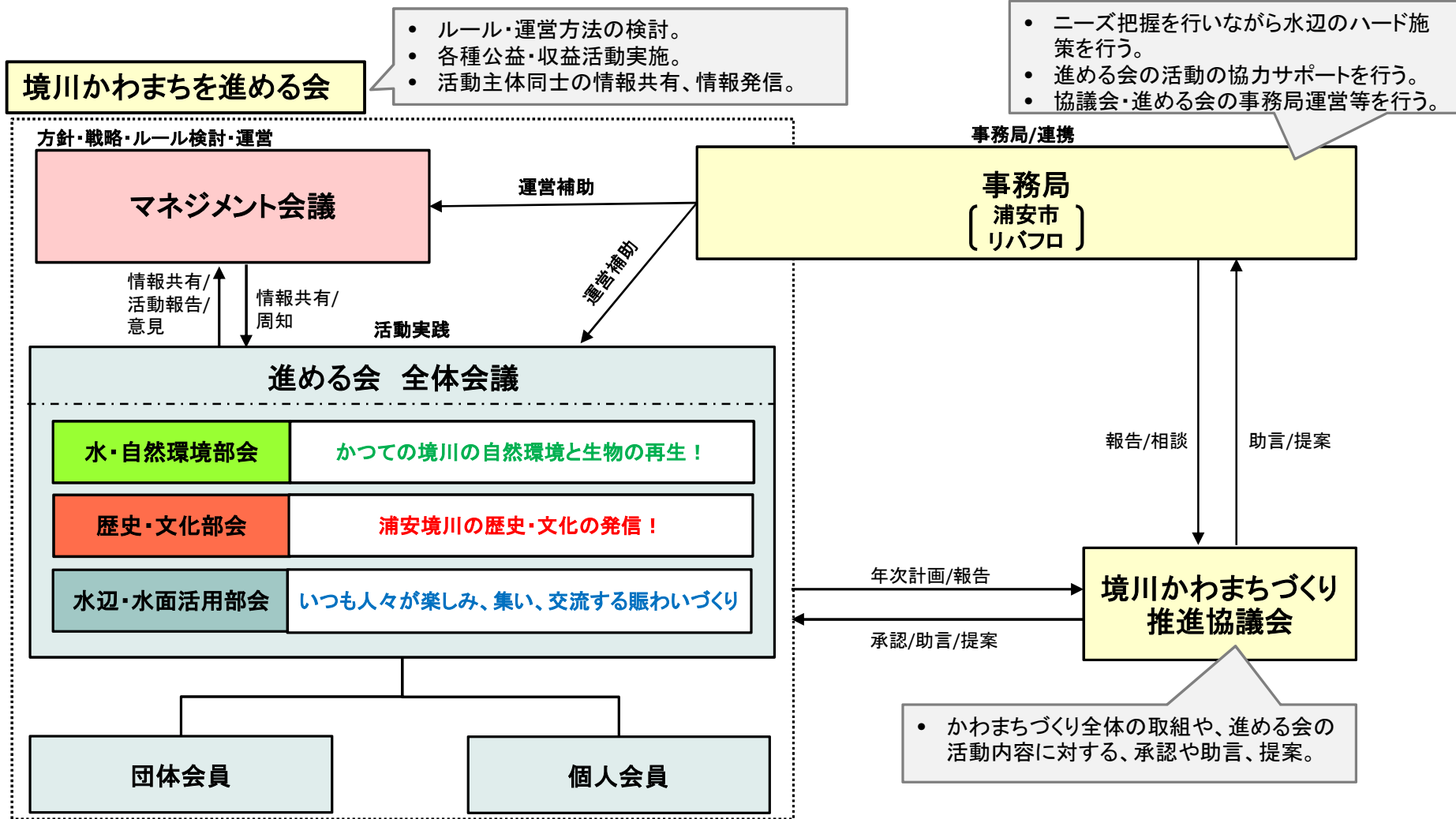
【新しい進める会(R6.11～)】

- ・団体会員と個人会員を位置付ける。
- ・現進める会メンバーは個人会員として継続。



4.進める会の再定義

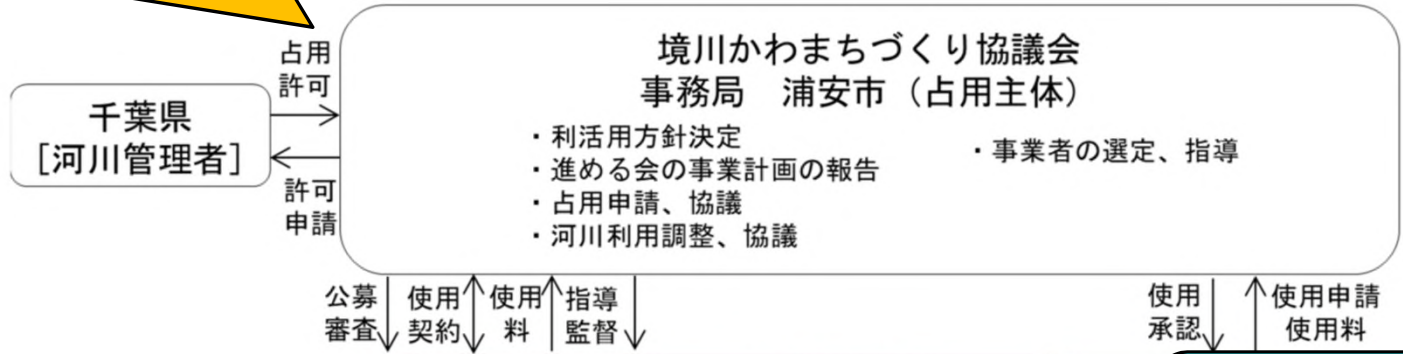
3)進める会の位置づけ



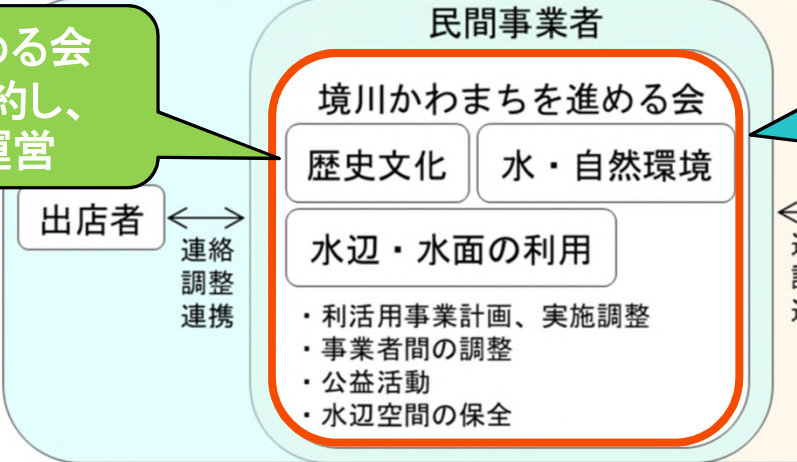
5.進める会の運営

1) 境川かわまちを進める会の将来的な体制(第7回進める会資料より)

① 境川全域をオープン化指定し、協議会事務局の市が占用許可を受ける



② 管理運営を担う進める会(事務局)が市と契約し、エリア一帯を管理運営



④ 収益事業者から使用料を徴収し維持管理や公的活動に還元

③ 出店者・利活用者はルールに基づき利用もしくは収益事業を実施


※管理運営主体の担い手は社会実験を通じて検討を行う。

5.進める会の運営


2)進める会の運営・資金について

マネジメント会議第7回～第8回(10/18)の議論

- 会員から会費を徴収をした方がよいのではないか。
- 登録料と位置付け、支払った団体は河川空間の活用のメリットを得られる
(使用の優先権、手続き支援による負担の軽減、使用料の減額など)
- 団体に所属していなくても、河川を活用したい個人からは徴収すれば良い。



具体的に体制や仕組みに落とし込もうとすると、
色々な疑問や考えなければいけないことが出てくる



- 団体もしくは事業主催者となる個人から会費を徴収するということ？
(団体所属の個人や、主催者とならない個人は会費徴収なし？)
- その場合、お金を払う個人と払わなくてよい個人が出てくる？
- 団体所属メンバー全員が進める会という考え方もできるが、これまでの団体会員と個人会員を別にする考えと矛盾するのでは？
- それぞれの金額は？ などなど・・・

5.進める会の運営

2)進める会の運営・資金について

資金徴収のパターン分類

	資金徴収パターン		内容	特徴
	使用料	会費		
①	徴収あり	団体・個人会員から徴収 徴収はどちらかとするパターンもありうる。	<ul style="list-style-type: none"> 収益事業の収益の一部を使用料として徴収する。 進める会に属している団体・個人会員から登録料として会費を徴収することで、河川空間活用や使用料の減額サービスを受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 安定した資金確保につながる。 会員が活動に対し、責任感やコミットメントを持つようになる。 管理体制は複雑になる可能性がある。
②	徴収あり	徴収なし	<ul style="list-style-type: none"> 収益事業の収益の一部を使用料として徴収する。 団体・個人は地域貢献活動に参加することで河川空間活用や使用料の減額サービスを受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 資金管理が簡易。 会費がなく参加しやすい。(ハードル低) 会員が活動に対し、責任感やコミットメントを感じにくくなる可能性がある
③	徴収なし	徴収なし	<ul style="list-style-type: none"> 使用料、会費ともに徴収なし 	<ul style="list-style-type: none"> 運営が不安定になる。

